

美里町地域防災計画

(震災対策)

令和4年5月25日 修正

美里町防災会議

目 次

第 1 章 総 則	1
第 1 節 目 的	1
第 2 節 計画の性格及び基本方針	1
第 3 節 関係機関等の処理すべき事務又は業務	1
第 4 節 被害想定	1
第 2 章 災害予防計画	5
第 1 節 防災知識普及計画	5
第 2 節 防災訓練計画	8
第 3 節 自主防災組織育成計画	9
第 4 節 防災業務施設整備計画	12
第 5 節 火災予防計画	12
第 6 節 公共施設等災害予防計画	13
第 7 節 給水確保計画	13
第 8 節 避難収容計画	14
第 9 節 医療保健計画	15
第 10 節 災害ボランティア計画	15
第 3 章 災害応急対策計画	17
第 1 節 組織計画	17
第 2 節 職員配置計画	17
第 3 節 応援要請計画	18
第 4 節 地震情報伝達計画	19
第 5 節 災害情報収集・伝達計画	19
第 6 節 広報計画	20
第 7 節 避難収容対策計画	21
第 8 節 交通規制計画	23
第 9 節 水防計画	23
第 10 節 救出計画	23
第 11 節 医療救護計画	23
第 12 節 食料供給計画	24
第 13 節 給水確保対策計画	24
第 14 節 防疫計画	24
第 15 節 災害ボランティア計画	25
第 16 節 廃棄物処理計画	25
第 17 節 行方不明者等捜索及び収容埋葬計画	26
第 18 節 救援物資要請・受入・配分計画	27
第 4 章 災害復旧計画	27

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、町民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町及び関係機関の必要な体制を確立するとともに、地震災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格及び基本方針

1. 計画の性格

- (1) この計画は、美里町防災会議が作成する「美里町地域防災計画」の「震災対策編」として、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災及び平成23年3月に発生した東日本大震災などの大規模災害を踏まえ、本町における地震災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。

この計画に定めのない事項及び風水害等の災害対策については、「美里町地域防災計画」の「一般災害対策編」に定めるところによる。

- (2) 「美里町地域防災計画震災対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図ってゆくものとする。
- (3) この計画は、地震災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。

2. 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な地震災害対策の整備及び推進を図るものである。

この計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- (3) 男女共同参画の視点からの防災体制の確立
- (4) 地震災害対策の推進
- (5) 関係法令の遵守

第3節 関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

関係機関は、一般災害対策第1章第3節に掲げる事務又は業務を処理する。

第4節 被害想定

1. 地震及び津波の被害想定

平成23年3月に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大な地震と津波により、広域かつ大規模な被害が発生するという未曾有の災害をもたらした。これを踏まえて県では、近年の新しい科学的知見等を用い、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行い、県や各関係機関が迅速かつ的確に対応できる防災体制づくりの基礎資料とする目的で、被害の推計を行ったところであり、ここでは2に掲げる条件の下で被害の概略値を求めたものである。

なお、本県に影響を与えると推測される新しいデータや知見が集まった段階で、今後もそれらを踏まえた地震・津波に関する被害の検討に努めるものとする。

2. 地震・津波被害想定調査の前提条件

本調査で実施する地震動解析、津波解析、被害想定の内容や特徴は、以下のとおりである。

(1) 地震動解析

国が設定している各地震の断層諸元と、既存のボーリングデータや広域の地質図等から作成した地盤構造モデルを用いて、地震動解析を行った。

(2) 被害想定

下表に示す項目について、対象地震ごとに被害想定を実施した。

(3) 想定シーン

建物及び人的被害のうち地震火災は時間帯等の影響を受けることから、以下のシーンを設定した。

① 発生の季節：冬季

② 発生時刻：夜(午前5時)：多くの人が自宅で就寝中に被災。家屋倒壊による人的被害の危険性が高い。
夕方(午後6時)：火気使用が最も高い時間帯。

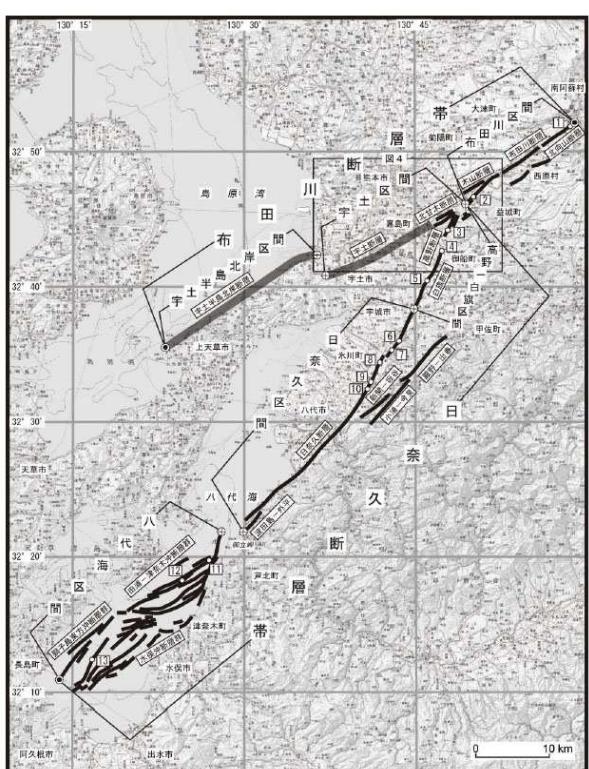
③ 風速設定：火災は通常時として冬の「日平均の風速値」である3m/秒を、強風時として冬の「月最大風速の平均値」である11m/秒の2パターンを設定(※)。

(※)風速データ：熊本地方気象台の観測記録（平成21～23年）を採用

(5) 対象地震

本町への被害が大きいと想定される以下の地震を対象に県の調査及び地震調査研究推進本部の長期評価と共に想定した。

	検討対象断層帶等	地震規模	30年以内 発生確率
①	布田川・日奈久断層帶 中部・南西部運動型 【CASE1】	M7.9	3 %
②	緑川断層帶	M7.4	0.1%未満



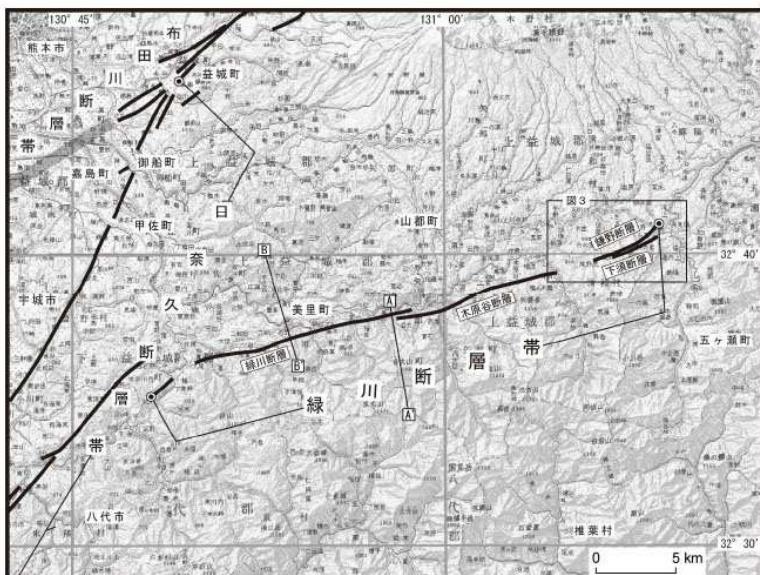
布田川断層帶は、阿蘇外輪山の西側斜面から宇土半島の先端に至る活断層帶です。

日奈久断層帶はその北端において布田川断層帶と接し、八代海南部に至る活断層帶です。

布田川断層帶は、熊本県阿蘇郡南阿蘇村から上益城郡益城町木山付近を経て、宇土半島の先端に至る断層帶です。本断層帶は、概ね東北東－西南西方向に延び、全体の長さは約64km以上の可能性があります。布田川断層帶は、断層線の分布等から、阿蘇村から木山付近に位置する長さ約29kmと推定される布田川区間、木山付近から宇土市中心部に位置する長さ約20kmの可能性がある宇土区間及び宇土市住吉町から宇土半島北岸に沿って宇土半島先端に至る長さ約27km以上の可能性がある宇土半島北岸区間からなります。このうち、宇土区間の一部と宇土半島北岸区間は、従来認定されておらず、重力異常の急変帶の分布などから布田川区間及び宇土区間東部の西方延長部において地下に伏在する活断層として新たに推定されたものです。布田川区間は、南東側が相対的に隆起する上下成分を伴う右横ずれ断層であり、一部

では複数の断層が並走して小規模な地溝帯を形成しています。宇土区間及び宇土半島北岸区間は、南東側が相対的に隆起する上下成分を伴う可能性があります。

日奈久断層帶は、上益城郡益城町木山付近から葦北郡芦北町を経て、八代海南部に至る断層帶です。本断層帶は、概ね北東—南西方向に延び、全体の長さは約81 kmである可能性があります。日奈久断層帶は過去の活動時期から、益城町木山付近から宇城市豊野町山崎付近まで延びる長さ約16 kmの高野一白旗区間、宇城市豊野町山崎から芦北町の御立岬付近に分布する長さ約40 kmの日奈久区間及び御立岬付近から八代海南部に位置する長さ約30 kmの可能性がある八代海区間に区分されます。日奈久断層帶は、断層南東側の相対的な隆起する上下成分を伴う右横ずれ断層であり、一部では断層が並走して小規模な地溝帯を形成しています。



緑川断層帶は、熊本県上益城郡山都町滝上付近から熊本県下益城郡美里町払川付近にかけて分布する断層帶で、全体の長さは約34 kmの可能性があります。本断層帶は、東北東—西南西方向に延びる右横ずれを伴う南側隆起の正断層である可能性があります。

緑川断層帶の断層面は地表付近では70-90°程度北に傾斜している可能性があります。重力異常の分布に基づくと、地下においても断層面は高角である可能性があります。地下の断層面の長さは地表で認められる長さと同じく約34 kmである可能性があります。

3. 被害想定結果

布田川日奈久断層帶においては、県が平成23年度から2ヶ年をかけて実施された「地震・津波被害想定調査」をもとに国の「長期評価」で破壊開始点のケース1での地震動解析を参考に下記のとおりとした。

○中部・西南部連動型で最大規模を想定 ・ 地震の規模 M7.9 ・ 最大想定震度 7

建物被害(想定シーン共通、()内は非木造)

	全壊	半壊
液状化	258(8)	766(26)
揺れ	82(13)	118(17)
急傾斜地崩壊	7(1)	14(2)
火災	3	

人的被害

()内は非木造

午前5時：死者数16名(木造のみ)、負傷者208名(27名)、重傷者数42名(3名)

午後6時：死者数12名(木造のみ)、負傷者141名(17名)、重傷者数27名(2名)

高齢者・災害時要支援者の人的被害

午前5時：9名/1,876名 被害率0.46%、午後6時：6名/1,279名

避難者(想定シーン共通)

建物被害に伴う避難者数 903名、断水に伴う避難者数 1,183名

緑川断層帯については平成25年2月1日に地震調査研究推進本部が「長期評価」に追加したものであり、今後の改定に併せて計画の見直しを行う。

以下は、地震調査研究推進本部の「長期評価」の主なものを抜粋した。

<過去の活動>

緑川断層帯全体が活動した場合、1回の活動におけるずれの量は3m程度の可能性がある。緑川断層帯の上下方向の平均的なずれの速度は0.05–0.1m／千年程度、平均活動間隔は3万4千–6万8千年程度である可能性があります。緑川断層帯では、歴史時代に発生した確かな被害地震は知られていません。緑川断層帯の最新活動時期は不明です。

<活動時の地震規模>

断層の長さに基づくと、この断層帯の全体が1つの区間として活動した場合、マグニチュード(M)7.4程度の地震が発生する可能性があります。

<地震後経過率>

緑川断層帯では、最新活動時期、平均活動間隔が不明であるため、地震後経過率を求めるることはできません。

4. 被害の状況

<過去の主な災害>

【前震】

発生時刻	平成28年4月14日 21時26分
震源地	北緯32.7度 東経130.8度 深さ11km
規模(マグニチュード)	M 6.5
最大震度	震度7
美里町の震度(美里町馬場、美里町永富)	震度5強

【本震】

発生時刻	平成28年4月16日 1時25分
震源地	北緯32.7度 東経130.8度 深さ12km
規模(マグニチュード)	M 7.3
最大震度	震度7
美里町の震度(美里町馬場、美里町永富)	震度6弱

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

1. 計画の方針

地震による災害を最小限に食い止めるためには、町の防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人ひとりが日頃から地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため町の防災関係機関は、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成18年4月21日中央防災会議決定）」を踏まえ、自らの職員及び町民に対し、地震・津波災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独または共同して行うものとする。

その際には、災害時要援護者への対応や男女双方の視点等に配慮するものとする。

また、町は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、地震災害と防災に関する県民の理解向上に努めるものとする。

2. 町職員に対する防災教育

地震災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる町職員には、地震災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。このため、町は、防災業務に従事する職員に対して次の防災教育を実施し、職員の震災に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、町は災害時に被災者の生活再建が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や災証明書の交付の担当部局等を定めるとともに、人材育成に努める。

(1) 教育の内容

- ① 美里町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 地震の原因、対策等の科学的、専門的知識
- ④ 過去の主な被害事例
- ⑤ 防災関係法令の運用
- ⑥ その他必要な事項

(2) 教育の方法

- ① 講演会、研修会等の実施
- ② 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ③ 見学、現地調査等の実施

3. 一般住民に対する防災知識の普及

町は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により地震に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。

特に、人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、緊急地震速報や避難指示等の意味・内容の啓発活動等を住民等に対して行うものとする。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

更に、地震に関する想定や予測が不確実であることを踏まえ、住民等が地震発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動をとることができるように、防災教育などを通じて関係主体による危機意識の共有・リスクコミュニケーションに努め、想定の数値等の正確な理解の促進を図るものとする。

(1) 普及の内容

- ① 地震に関する一般的知識
- ② 過去の主な被害事例
- ③ 地震災害対策の現状
- ④ 平常時の心得(日頃の準備)
 - ア 住宅の点検(住宅の耐震化・不燃化、ブロック塀補強等)
 - イ 屋内の整理点検(家具転倒防止等)
 - ウ 火災の防止
 - エ 応急救護
 - オ 3日分(推奨1週間)の食糧(食物アレルギー対応食品等含む)、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - カ 寝所位置の確認(斜面崩壊対策等)
 - キ 防災行政無線個別受信機等のスイッチの立ち上げ
 - ク 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確認
 - ケ 緊急連絡先の確認
 - コ 家族間等による安否の確認方法
 - サ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳(コピーでも可)等)の準備
 - シ 自動車へのこまめな満タン給油
 - ス 避難所生活のマナーとルール
- ⑤ 地震発生時の心得
 - ア 緊急地震速報を覚知した時の対応行動
 - イ 場所別、状況別の心得
 - ウ 出火防止及び初期消火
 - エ 避難の心得
 - オ 自動車運転者のとるべき措置

(2) 普及の方法

- 防災知識の普及に当たっては、印刷物の配布、ビデオ、疑似体験装置等の活用に努めるものとする。
また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者への対応や男女双方の視点にも十分配慮するものとする。
- ① 社会教育を通じての普及
 - 幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ等の活動、PTA、生涯学習講座、老人会婦人会等の会合、各種研修会、講習会の機会を活用する。
 - ② 広報媒体等による普及
 - ア 広報みさとの利用
 - イ 映画、ビデオ、スライドの利用
 - ウ 広報車の巡回
 - エ 講演会、研修会等の開催及び県が作成した防災ハンドブックの普及
 - ③ 防災訓練における普及
 - 講習会への開催等を通じて、地震災害についての認識を強化し、一般住民の各種訓練(消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等)の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。

4. 学校教育における防災知識の普及

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るために行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする

- ① 災害時の身体の安全確保の方法（緊急地震速報の対応行動等）
- ② 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- ③ 地震等災害発生のしくみ
- ④ 防災対策の現状

なお、大規模地震が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、地震災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

（2）指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。

（3）保育所・幼稚園に対する助言・指導

町は、保育所及び幼稚園に対して必要に応じて指導、助言を行うものとし、保育所及び幼稚園は防災知識の普及に努めるものとする。

5. 防災上重要な施設の管理者等の指導

町及び防災関係機関は、防災上重要な施設の管理者に対し、次の内容を中心に地震災害に関する防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

- （1）避難誘導等防災体制の整備
- （2）地震災害の特性及び過去の主な被害事例
- （3）危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
- （4）出火防止、初期消火等の任務分担
- （5）防災業務従事者の安全確保

6. 外国人に対する防災知識の普及

町は、日本語を母国語としない外国人のために、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配付を行うなど防災知識の普及に努めるものとする。

また、外国人に対しては、県が熊本県国際協会を通じて行っている国際相談コーナーにおいて、防災についての相談及び情報提供に応じるものとする。

7. 防災知識の普及の時期

町及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、住民に対し地震・津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

※ 防災の日：9月1日 津波防災の日：11月5日

防災とボランティアの日：1月17日

8. 防災相談

町及び防災機関は、一般住民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、住民からの相談に隨時、適切に対応するものとする。

9. 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった地震の大災害の教訓を後世に伝えていくよう努めるものとする。

第2節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮するとともに男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

1. 総合防災訓練

(1) 目的

大規模地震発生時には、家屋倒壊やガケ崩れ等からの救出・救護、二次的に発生する火災等からの避難・消火、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。

このような、地震災害の特性から、町では、風水害とともに大規模地震を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民等との連携強化、さらには住民の防災意識の高揚を図るものとする。

訓練に当たっては、訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確にし、それに応じて地震の規模や被害想定、訓練参加者、使用する機材、実施時間等の訓練環境等について、具体的な設定を行い、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや町単独実施が困難な場合は近隣市町村と合同での訓練実施を図るなど、できるだけ実践的な訓練となるよう努める。

(2) 訓練計画

町及び防災関係機関は、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の協力のもと、開催地の地域特性等に応じた各種の個別訓練を有機的に連携した総合的な訓練を実施するものとする。訓練の内容は概ね次のとおりとする。

- | | | |
|----------|---------|--------|
| ① 情報収集伝達 | ④ 救出・救助 | ⑦ 水防 |
| ② 避難誘導 | ⑤ 医療救護 | ⑧ 道路啓開 |
| ③ 災害警備 | ⑥ 消防 | ⑨ 防疫 |

(3) 市町村の総合防災訓練

市町村が実施する総合防災訓練は、可能な限り他の防災関係機関や自主防災組織、地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて計画的に実施するものとする。また市町村単独実施が困難な場合は近隣市町村と合同での訓練実施を図る。

なお、県は、防災訓練アドバイザーの派遣等、市町村防災訓練実施の支援を行うものとする。

2. 広域防災訓練

県及び市町村は、相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするために、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

3. 県・市町村等防災関係機関の個別防災訓練

大規模地震・津波発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を的確・迅速に処理することが要求されるため、繰り返し訓練を実施する必要がある。

このため、県・市町村をはじめとする防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

この場合、初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的な事案を想定するとともに、実働訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫を行うものとする。

- (1) 参集(非常呼集)訓練
- (2) 災害対策本部等設置訓練
- (3) 情報収集伝達(通信)訓練
- (4) 水防訓練
- (5) 消防訓練
- (6) 避難(誘導)訓練
- (7) 救出・救護訓練
- (8) 輸送訓練

(9) その他必要な訓練

4. 住民等の訓練

大規模地震発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、町・消防機関及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求める、効率的、実践的な訓練実施に努める。

5. 学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、地震災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

6. 訓練の時期・場所等

(1) 訓練の時期

「防災週間」及び「防災とボランティア週間」等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施するものとする。

(2) 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。

(3) 訓練の実施・指導等

県、市町村は、防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく定期的に行いうよう努め、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

(4) 訓練の工夫

防災訓練の実施に当たり、県、市町村は、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

(5) 訓練実施における災害時要援護者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等災害時要援護者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

(6) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

第3節 自主防災組織育成計画

本計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、地震に関する防災意識の高揚及び人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成し、地震災害に備えるものである。

自主防災組織の育成に当たっては、いつでもどこでも起こりうる災害による被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が町民運動として防災・減災のための行動をとることを目指して取り組むものとする。

1. 必要性

大規模な地震災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動能力が著しく低下することが予想される。

このような場合には、隣保協同の精神に基づく地域住民による防災活動が実施できる体制を確立しておくことが、被害の未然防止・軽減を図るうえで、より有効な防災対策となるものである。

このため地域ごとに住民が自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。

また、多数の者が利用し、従事する施設または危険物取り扱い事業所等で一定規模以上のものにおいては、大規模地震発生時のパニックの発生などにより被害を増大させる危険性があり、防災管理者や施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、法令により義務付けられていない事業所であっても、自主的な防災組織の設置は、被害軽減のため有効である。

2. 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成指導及び強化

町は、地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その結成を促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な助言及び指導等を行うものとする。また、平時からその活動状況を把握し、訓練等を通して連携体制を確保し、併せて、各自主防災組織間の意見交換・交流の場を設ける。

県は、自主防災組織に関する啓発活動、自主防災組織リーダー研修会、優良自主防災組織に対する表彰等を通じて、町が行う当該組織結成の取組みに対する支援を行うものとする。

また、県及び町は、自主防災組織相互間の情報交換及び連携の場として、自主防災組織活推進協議会を通じ、自主防災組織の資質向上及び活性化を図る。

これらの取組みの中では、特に、設立・活動の手引きとなる設立実践マニュアルの配布や活動時に必要な資機材等の整備促進等により組織化を促進するとともに、養成講座等を通じて、自主防災組織の核としての活動が期待される防災リーダーの育成を図り、各地域の地震に関する防災訓練や防災教育等への参加・活用を図る。

(2) 組織の編成単位

- ① 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ② 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(3) 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大に努めるものとする。

- ① 町内会、自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- ② 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り自主防災組織として育成する。
- ③ 婦人団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。
- ④ 自主防災組織の活動を活発にするため、リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーの育成を図る。

(4) 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、様態を十分活かした具体的な活動計画を制定するものとする。

(5) 主な活動内容

- ① 平常時の活動
 - ア 防災に関する知識の普及
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 火気使用設備器具等の点検
 - エ 防災用資機材等の備蓄及び管理

- ② 災害時の活動
 - ア 情報の収集及び伝達
 - イ 出火防止、初期消火の実施
 - ウ 避難誘導
 - エ 救出救護
 - オ 給食給水

3. 事業所の自衛消防組織等

大規模地震発生時には、多数の者が利用・従事し、または危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防

止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。

また、災害時に事業者の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定し、B C Pの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（B CM）を構築するよう努めるものとする。

(1) 事業所に対する指導

事業所の自衛消防組織等の設置について、法令に基づき指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。また、県・市町村・消防機関及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

なお、県及び町は、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかけるものとする。

(2) 対象施設

- ① 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、ホテル、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設
- ② 石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、または取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ③ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設
- ④ 雜居ビルのような同一施設内に複数の事業所があり、協同して自衛消防組織を設置することが必要な施設

(3) 組織づくり及び活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の制定を行うものとする。

(4) 主な活動内容

- ① 平常時の活動
 - ア 防災訓練の実施
 - イ 施設及び設備等の点検整備
 - ウ 従業員等の防災に関する教育の実施
- ② 災害時の活動
 - ア 情報の収集伝達
 - イ 出火防止、初期消火の実施
 - ウ 避難誘導
 - エ 救出救護

第4節 防災業務施設整備計画

この計画は、災害発生の未然防止及び被害拡大防止のための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備又は推進、並びに防災業務施設の被害の予防を図るものである。

1. 庁舎施設整備計画

町庁舎は、地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、大規模地震発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、非構造部材を含めた耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、地震発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。

2. 避難所施設整備計画

各指定避難所は、災害時に重要な避難者の生命等を守る施設となるため、大規模地震発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、非構造部材を含めた耐震性及び耐火性の確保に努める。

なお、計画については美里町建築物耐震改修促進計画に沿って進めるものとする。

第5節 火災予防計画

大規模地震発生時には、火源や着火物の転倒等により、広域にわたって同時に火災が発生し、大規模な火災となって延焼し、火災による被害が地震そのものによる被害を大きく上回る可能性もあることから、火災予防の徹底に努める。

1. 出火防止、初期消火

(1) 一般家庭に対する指導

地震発生後、速やかに出火防止のための処置を行うことにより、出火率は大幅に低減するので、広報活動及び各種会合を通じて、一般家庭の防火意識の高揚を図る。

(2) 防炎物品の普及指導

防炎物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果があるので、その普及を図る。

(3) 消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備等については、いつ火災が発生してもその機能が有効に発揮できるよう消防法令で定める定期点検及び報告の徹底を図るものとする。

(4) 民間防火組織の育成・指導

日頃から出火防止、消火訓練、通報訓練を行い、地域住民一人ひとりの火災予防の自覚と相互協力が図れるよう、地域の実情に応じた民間防火組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制の確立を図るものとする。

(5) 初期消火用具の普及

地震後の出火時点においては、初期消火活動が重要となるため消火器、消火バケツ等の初期消火用具の設置について、普及啓発を図るものとする。

2. 消火活動が困難である地域の解消に資する道路整備

家屋密集地等で、道路の幅員が狭いために消防活動が困難な地域において、幅員 6 m 以上の消防活動に支障のない道路を確保するための整備計画を検討する。

3. 消防力の強化

地震時における防火水槽等の使用不能に備えて、木造家屋密集地、避難地周辺等計画的に耐震性貯水槽等の整備を図り、消防に必要な水利施設の確保を図るものとする。

第6節 公共施設等災害予防計画

1. 道路・橋梁

道路及び橋梁は、地震時に、避難、救援、救護、消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施するうえで重要な機能を有している。このことから、防災拠点間の道路網となる重要な役割を持つ道路及び橋梁を重点に補強、新設及び拡幅等を図るものとする。

2. 社会福祉施設

福祉サービスの安全性を確保するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図る。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用により、施設における耐震性その他の安全性の確保を図る。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行う。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施する。

3. 学校施設

大規模地震発生時における児童生徒等及び教職員の安全を図るため、次に掲げる対策を講じるものとする。

(1) 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を実施する。

(2) 設備、備品等の安全管理

テレビ、ロッカー、書棚、下駄箱、実験実習機器等の転落落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路等が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

第7節 給水確保計画

1. 水道施設の耐震化

緊急時に応急給水用の水が確保できるよう検討する。

2. 災害応急体制の整備

応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備するものとする。非常時には、熊本市と広域連携協定の範囲で、給水車の協力を得ると同時に、関係企業との飲料水提供の協定を締結する。また、非常用水袋の備蓄を行う。

3. 住民による飲料水の確保

2～3日分の飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化の維持等について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努めるものとする。

第8節 避難収容計画

1. 避難場所、避難経路の整備及び選定

(1) 避難場所

ア. 避難場所の整備計画

大規模な地震の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する避難場所（公園等）の整備計画を検討するものとする。

イ. 地震発生時に使用可能な避難場所の選定

住民の生命、身体の安全を確保するため、次の基準により避難場所を選定、整備しておくものとする。

また、避難場所については案内標識、誘導標識等を設置し、平素から住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。

（ア）地震、火災からの避難を中心に考え、公園、緑地、学校等が適切であること。

（イ）周囲から火災が迫ってきた場合でも避難場所内の住民の安全を確保するため、ある程度以上の広さの空地を有すること。

（ウ）要避難地区住民のすべての住民を収容できるよう配置するものであること。

（エ）大規模な崖崩れ及び浸水の危険のないところ、もしくは付近に多量の危険物等が蓄積されていないところであること。

（オ）地区分けをする場合には、行政区単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

（2）避難路

ア. 避難路の整備計画

（ア）避難場所又はそれに相当する安全な場所に通じ、避難者が迅速かつ安全な避難行動を確保するため必要な構造を有する道路、緑地または緑道の整備を検討するものとする。

（イ）地震発生時に安全な避難路の選定

避難場所の選定に併せて、密集地の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

2. 避難指示・勧告

大規模地震発時に同時多発の火災が拡大延焼するなど、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための勧告又は指示を行うものとする。

3. 災害弱者の事前把握

（1）要援護

ア. 在宅サービスや民生委員活動等の実施により把握した災害弱者に係る情報の整理等を行うことにより、災害弱者の所在や介護体制の有無等の事前把握に努めるものとする。

イ. 大規模地震時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、災害弱者に対する緊急通報装置の給付促進等、緊急通報システムの整備を図るものとする。

ウ. 民生委員を中心として、近隣住民、自主防災組織等との連携により、災害弱者安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるものとする。

（2）外国人

大規模地震時における外国人の安否の確認を迅速に行い、円滑な支援ができるよう自主防災組織や自治会を通じて、外国人の事前把握に努めるものとする。

4. 避難誘導の事前措置

（1）避難場所等の周知徹底

大規模地震発時に的確な避難行動ができるよう、平素から次の事項の住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア. 避難所の名称及び場所

イ. 避難所への経路

ウ. 避難の勧告又は指示の伝達方法

エ. 避難後の心構え

(2) 管理者対策

病院、工場、事業所等多数の者が出入する施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、町、消防署、警察等と綿密な連絡をとり、災害に対処する体制を常に確立しておくものとする。

5. 応急仮設住宅建設予定場所の選定

周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に配慮して、民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の確保を行っておくものとする。

第9節 医療保健計画

大規模な地震災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、被害地域内で十分な医療が提供されないおそれがある。このため平時から医療保健体制の充実を図るものとする。

1. 医療施設の安全性の確保

医療施設に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する以下の事項に関し、必要に応じて指導、助言を行うものとする。

- (1) 医療施設における耐震性その他安全性を確保すること。
- (2) 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (3) 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。

2. 災害時における医療救護体制の整備

- (1) 体制整備の基本的な考え方

ア. 行政区域ごとの救護体制の整備を図るものとする。

イ. 全ての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受入方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアルの作成に努めるものとする。

3. 防疫体制の整備

- (1) 講習会、研修会等の実施

防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研修会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。

- (2) 防疫班等の整備

ア. 灾害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとする。

イ. 灾害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周到な防疫計画を立てておくものとする。

第10節 災害ボランティア計画

大規模地震発生時には、国内、国外から多くの善意の支援申入れが寄せられるので、関係機関は相互に協力し、ボランティアの受入体制を整備する必要がある。

1. 専門ボランティアの受入体制

専門知識、技能を有する専門ボランティアについては、各活動担当班が中心となって対応することとなるので、あらかじめその把握に努めるとともに、災害時の受入体制の整備を図るものとする。

2. 一般ボランティアの受入体制

炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等、一般労務の提供を行う一般ボランティアの活動を支援するため、あらかじめ社会福祉協議会、日赤等と連携して、リーダー養成等ボランティアの受入体制を協議し、実施する。

3. 情報の提供

災害時に被災地のどの分野にどのようなニーズがあるかについて情報がないと効果的な活動が困難であると考えられる。このため、災害発生時のボランティアに対する情報提供窓口等の整備に努めるも

のとする。

又、県内の各種ボランティア団体等のネットワーク化を進め、災害時における協力体制の整備を図るものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

1. 災害対策本部等の設置基準

本町の地域に大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがある場合には、応急対策活動を強力に推進する中心的な組織として、災害対策基本法第23条に基づき災害対策本部を設置するものとする。

(1) 災害対策本部

ア. 町内で震度6弱以上の地震が発生した場合

イ. 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その規模及び範囲からして本部を設置し、応急対策を必要とする場合

(2) 現地災害対策本部

被災地が災害対策本部から遠隔地の場合、災害対策本部との通信連絡に円滑を欠く場合その他必要に応じて、主要被災地に設置する。

2. 熊本県現地災害対策本部との連携

町災害対策本部は、県が現地災害対策本部を設置したときは、県の当該現地災害対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。

第2節 職員配置計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における職員の配置体制、動員方法等について定め、応急措置の円滑な実施を期する。

1. 指揮系統

大規模地震が発生した場合、町長の指揮のもとに次の指揮系統により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

(1) 命令系統

大規模地震が発生した場合、町長の指揮により直ちに災害対策本部の設置等災害応急対策の活動体制を整えるものとする。

(2) 連絡系統

町内で震度6弱以上の地震が発生した場合、総務課長は、直ちに町長に連絡を行い、必要な指示を受けるものとする。又、関係課長にも速やかに連絡するものとする。震度5強以下でも被害が甚大な場合は、この系統に準ずる。

2. 組織の確立

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の措置を講ずるものとする。

(1) 職員の配置

ア. 地震が予知され、これに関する情報が発表された場合。

総務課長は、必要に応じ関係課長を招集し、情報を検討のうえ職員を配置し、情報の収集等に当たらせるものとする。

イ. 第1配置体制

震度4の地震が発生した場合は、一般災害対策第3章第2節(注意体制下の職員配置基準)による配置体制をとるものとし、地震情報の伝達及び被害情報の収集を行うものとする。また、配置職員は、必要に応じて被害情報等を関係各課へ連絡するものとする。

ウ. 第2配置体制

震度5弱、5強の地震が発生した場合は、総務課長の指示に基づき、一般災害対策第3章第2節(警戒体制下の職員配置基準)による職員の配置を行い、被害の情報及び被害報告の収集等、災害応急対策の実施にあたるものとし、必要に応じ関係課員を招集する。

エ. 災害対策本部の設置等

震度6弱以上の地震が発生した場合は、職員全員が対応するものとし、直ちに町長の指示によ

り、災害対策本部を設置するものとする。また、職員は、勤務時間外に震度 6 弱以上の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合、直ちに自主登庁するものとする。ただし、道路の遮断や公共交通機関等の不通により登庁できない場合は、所属長へその旨連絡するとともに、最寄り出先機関あるいは指定の避難場所へ出向き、応急活動に従事するものとする。

なお、総務課は、勤務時間外に震度 6 弱以上の地震が発生した場所は、報道機関に対し、テレビ、ラジオによる職員参集の放送を依頼するものとする。

第3節 応援要請計画

大地震による災害が発生したときは、直ちに次の措置を講じ、災害対策に万全を期するものとする。

1. 関係機関との相互連絡

町は、次の関係機関と相互に密接な連絡を保ち、災害対策の迅速適切な推進に努めるものとする。

(1) 県との関係

町は、県に非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設定されたときは、常に密接な連絡を保ち、県の施策に適合するよう充分調整を図るものとする。

(2) 防災会議構成機関

町は、防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これらの機関と相協力して災害対策に万全を期するものとする。

2. 緊急消防援助隊応援要請

緊急消防援助隊の応援要請については、一般災害対策第 3 章第 23 節緊急消防援助隊応援要請計画によるものとする。

3. 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請については、一般災害対策第 3 章第 24 節自衛隊派遣要請計画によるものとする。

4. 応援要請

(1) 町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村に対し、応援を要請するものとする。

(2) 県への応援又は応援斡旋の要請

町は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に對して応援または応援の斡旋を要請するものとする。

5. 応援の受入に関する措置

本節の定めるところにより、他の機関に対して応援の要請を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等応援の受入体制の整備に努めるものとする。

また、国のガイドライン等を参考に、受援計画を策定する。

第4節 地震情報伝達計画

地震情報伝達計画については、一般災害対策第3章第3節気象予報等伝達計画によるものとする。

第5節 災害情報収集・伝達計画

大規模地震発生時における各種地震情報、津波情報、被害発生に係る情報及び防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動を効果的に実施するために重要であるので、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。

1. 実施責任者

町長は、町内の被害報告等を収集し、県その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。なお、県への報告に当たっては、初動期は直接県本庁に報告するものとし、県本庁からの指示に基づき、地域振興局総務部総務課を経由して報告する体制に移行するものとする。

また、町長が県（県本庁又は地域振興局）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

2. 被害報告取扱責任者

情報の一元的処理及び情報の迅速かつ的確な処理ができるよう、下記の基準に従って、あらかじめ被害報告取扱責任者を定めておくものとする。

- (1) 町……………防災関係各課ごと 1名
- (2) 防災関係機関 ……当該関係機関ごと 1名

3. 被害等の調査・報告

町は、町内の被害情報の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。災害の当初においては、次に掲げる情報のうち（1）～（5）の情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概略的な情報で足りるものとする。

なお、報告は被害報告取扱要領に基づいて行うこととするが、至急の場合はその様式等にこだわらないものとする。

- (1) 人的被害
- (2) 火災の発生状況（炎上箇所、延焼状況）
- (3) 家屋等の倒壊（住宅、ブロック塀等の倒壊状況）
- (4) 住民の行動・避難状況
- (5) 津波、土砂災害の発生状況
- (6) 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
- (7) 医療救護関係情報
- (8) その他必要な被害情報

4. 防災関係機関等の協力関係

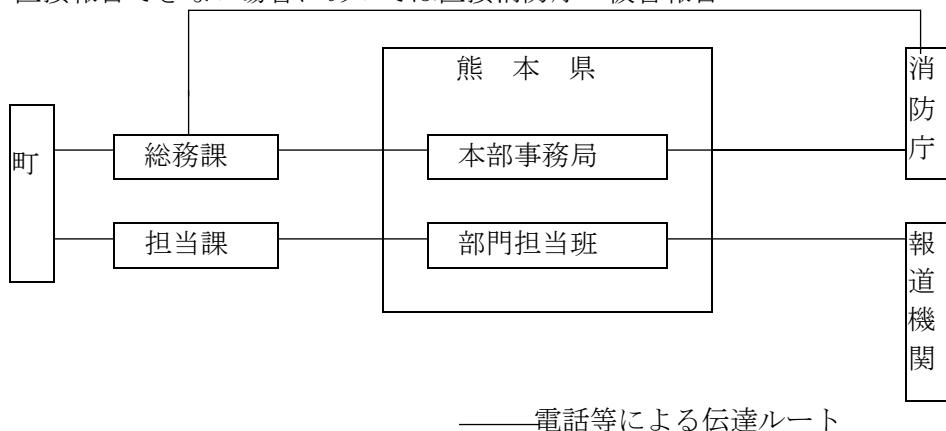
被害情報の迅速かつ的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、町及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、相互に緊密に連携協力して、相互に被害に関する情報交換を行うものとする。

5. 情報の伝達系統

被害情報等の伝達系統は、次のとおりである。

県に直接報告できない場合にあっては直接消防庁へ被害報告



消防庁連絡窓口		消防防災無線	
N T T回線		6060	
T E L 03-5574-0119		F A X 6069	
F A X 03-5574-0190			

6. 被害確定報告

町は、応急措置完了後速やかに、県（地域振興局経由）に対して文書で災害確定報告を行うものとする。

第6節 広報計画

災害時の情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民生の安定を図るものとする。

1. 実施機関

町長は、災害対策基本法第50条及び第51条に規定されている災害応急対策責任者として、広報活動に努めるものとする。

2. 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報の通報及び交換を行うよう努めるものとする。

3. 情報等収集活動

原則として本章第5節災害情報収集・伝達計画によるものとする。

4. 町における広報活動

(1) 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

- ア. 災害対策本部の設置
- イ. 災害の概況（被害の規模・状況等）
- ウ. 町及び防災関係機関の防災体制及び応急措置に関する事項
- エ. 避難の勧告・指示（避難場所・避難路の指示）
- オ. 電気、ガス、水道等供給の状況
- カ. 防疫に関する事項

- キ. 火災状況
- ク. 医療救護所の開設状況
- ケ. 給食・給水実施状況
- コ. 道路、河川等の公共施設被害
- サ. 道路交通等に関する事項
- シ. 一般的な住民生活に関する情報
- ス. 社会秩序の維持及び民生の安定に関する事項
- セ. 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- ソ. その他必要な事項

(2) 広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて、次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

- ア. 防災行政無線による広報
- イ. 広報車等による広報
- ウ. 消防団による広報
- エ. 報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）による広報
- オ. 広報紙、広報号外、チラシ、ポスター等
- カ. 避難場所への職員の派遣
- キ. 自主防災組織等による広報
- ク. その他状況に応じ効果的な方法

第7節 避難収容対策計画

1. 避難の勧告又は指示の内容及びその周知

(1) 避難の勧告又は指示の内容

- 町長等避難の勧告、指示を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。
- ア. 要避難対象地域
 - イ. 避難先
 - ウ. 避難理由
 - エ. 避難経路
 - オ. 避難時の注意事項

(2) 避難の勧告又は周知の方法

町長等避難の勧告、指示を実施する者は、次のうち適当な方法によって住民に対する周知を図るものとする。

- ア. 防災行政無線による周知
- イ. 関係者から直接の口頭及び拡声器等による周知
- ウ. サイレン及び警鐘による周知
- エ. 広報車等による周知
- オ. 嘴託員、自主防災組織等への電話等による伝達周知
- カ. 災害情報システム（Lアラート）へ情報配信を行い、報道機関を通じての周知

2. 警戒区域の設定

町長もしくはその委任を受けた町の吏員は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じるものとする。（災害対策基本法第63条）

町長からの要求等により、警察官、海上保安官、災害派遣時の自衛官は、計画区域の設定を行うことができるが、この場合、その旨を町長に通知するものとする。

3. 避難誘導

町長等避難の勧告、指示を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協

力を得て、できるだけ各集落単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障害者、児童、外国人等の災害弱者の避難に配慮するものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋梁、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- (2) 危険な地点には標示や縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- (3) 住民に対して、高齢者、障害者、児童、外国人等、災害弱者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

4. 避難所の開設及び運営

(1) 避難所予定施設の安全性の確認

町は、避難所予定施設の安全性を確認したうえで、避難所を設置するものとする。安全性確認の結果、災害の様相が深刻で、町内では避難所を設置することができない場合には、関係市町村と協議し、関係の近隣市町村に収容を受託し、あるいは近隣市町村の建物又は土地を借り上げて避難所を設置するものとする。

(2) 避難所開設の住民の周知

避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所を周知させるものとする。

(3) 避難所運営職員の派遣

避難所を設置した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者（原則として町職員）を定めるものとする。

(4) 避難所開設の県への報告及び野外収容施設（パラックテント等）の設置

町が避難所を開設したときには、直ちに避難所開設の状況を県に報告するものとする。避難所は、既存建物を応急的に整備して使用するのが普通であるが、これらの適当な施設を得がたいときは、野外に仮設物等を仮設し、又は天幕を借り上げて野外収容施設を設置するものとする。

5. 災害弱者への配慮

(1) 要援護者に係る対策

ア. 安否確認、救助活動

在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）の協力を得て、災害弱者の安否確認、救助活動を実施するものとする。

なお、消防機関等は、救助に当たって、災害弱者の救助に配慮するものとする。

イ. 状況調査及び情報の提供

民生委員、ホームヘルパー等の協力を得てチームを編成し、在宅及び避難所等で生活する災害弱者に対するニーズ把握等の状況調査を実施するとともに、福祉サービス等の情報を随時提供するものとする。

ウ. 福祉・保健巡回サービス

民生委員、ホームヘルパー、保健師等により、住宅、避難所等で生活する災害弱者に対して、巡回による福祉・保健サービスを実施するものとする。

(2) 外国人に係る対策

ア. 安否確認、救助活動

町は、警察、自主防災組織及び嘱託員等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行うものとする。

イ. 情報の提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため外国人に配慮した継続的な情報の提供を行うものとする。避難所にあっては、食料配付場所等の情報を外国語で表記する等の配慮を行うものとする。

6. 避難予定場所

避難予定場所については、一般災害対策第3章第6節避難収容計画によるものとする。

第8節 交通規制計画

交通規制計画については、一般災害対策第3章第20節交通輸送計画によるものとする。

第9節 水防計画

地震により堤防の亀裂、陥没及び沈下並びに水門、樋門等の施設の被害が考えられる。

特に、堤防の背後地が低い地域は、地震による直接被害の後、洪水等により、溢水・浸水等の二次災害が発生するおそれがあるため、これらに対する情報の収集、通報、警報等の水防体制が必要となる。

このような地震時における水防体制についても、一般災害対策第3章第7節水防計画に基づいて対応するものとする。

第10節 救出計画

1. 実施責任者

- (1) 救出は原則として、町、消防機関及び警察が協力して実施するものとする。
- (2) 災害対策基本法及びその他の法令の見直により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、又は町長等に協力するものとする。

2. 救出対象者

救出対象者は、おおむね次の状態にある者をいう。

- (1) 大規模地震及びその後の火災、家屋の倒壊等によって生命に危険がある者
- (2) 大規模地震による行方不明者で生存していると推定される者、又は生命があるかどうか不明の者

3. 救出の方法

(1) 町、消防職員・団員による救出

ア. 町は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。

なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。

イ. 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。

ウ. 町による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

(2) 自主防災組織による救出

自主防災組織にあっては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行うとともに、町、消防機関、警察等に連絡して、早期救出に努めるものとする。

第11節 医療救護計画

1. 実施期間

- (1) 災害時における医療救護は、町長が行うものとする。
- (2) 町だけで処理できないときは、隣接市町村、県、その他の関係機関の応援を求めて実施するものとする。

2. 救護活動

(1) 初期救急医療の確保

初期救急医療においては、医療に従事する者による自主的な活動が必要であることから、自らの判断に基づき速やかに救急医療への対応を図るものとする。

(2) 医療救護所の設置

町は、被災状況等を勘案し、あらかじめ予定した場所又は適時適切な場所に救護所を設置し、運営するものとする。

第12節 食料供給計画

大規模地震発生時におけるり災者及び災害応急従事者等に供給する食料の確保と炊き出し、その他食料の供給は、次の要領により実施するものとする。

1. 実施機関

り災者及び災害応急従事者等に対する食料の供給は、町長が実施する。町長のみでは、実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2. 災害救助法が発動された場合の米穀の調達・供給

町長は、交通、通信の途絶により、災害救助用米穀の引き取りに関する知事の指示を受けることができず、早急に引き渡しを受ける必要がある場合は、食糧事務所又は政府所有米穀を保管する倉庫責任者（農協組合長）に対して直接引き渡しを要請するものとする。

町長は、直接引き渡しを要請した場合には、速やかに知事に対して引き取りの数量等を報告するものとする。（福岡食糧事務所熊本事務所：096-378-3171）

3. 炊き出しの実施及び食糧の配分

(1) 炊き出しの実施

町は、原則として避難所内又は既存の食糧施設もしくは仮設給食施設において、自ら又は委託して炊き出しを行うものとする。また、道の駅美里「佐保の湯」は入浴及び食事の提供の施設として有効な施設であるので、その提供に施設管理者と協議するものとする。

町は、多大の被害を受けたことにより、町において炊き出しによる食糧の供給の実施が困難と認められるときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請するものとする。

(2) 食糧の配分

被災住民への食糧の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ア. 各避難所における食糧の受入確認及び受給の適正を図るための責任者の配置
- イ. 住民への事前周知等による公平な配分

第13節 給水確保対策計画

1. 実施体制

飲料水供給の実施は、町長が行うものとする。町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県及びその他関係機関の応援を求めて飲料水の供給を実施するものとする。

2. 水道施設の被害状況把握

町は、簡易水道施設の被害状況等についての情報収集を行うものとする。

3. 応急給水及び応急復旧

地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施するものとする。

なお、応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。

4. 被害者への情報伝達

被災者に対し、防災行政無線、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコン通信ネットワークの活用により、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定期間、飲料水について保健衛生上留意すべき事項等について的確な情報提供を行うものとする。

第14節 防疫計画

防疫計画については、一般災害対策第3章第19節防疫計画による。

第15節 災害ボランティア計画

大規模地震発生時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、県、町及び関係機関だけでは充分に対応できないことが予想される。このため、県及び町は、被災者の生活救援のためボランティアの協力を得ることにより応急対策の推進を図るものとする。

1. 実施体制の確立

大規模地震発生後、直ちに社会福祉協議会と協議を行い受入窓口を設置し、一般ボランティアの受入体制の確保を図るものとする。

この場合、受入窓口の活動内容としては、おおむね次のとおりとする。

- (1) 町からの情報に基づき必要とするボランティア業務の把握
- (2) ボランティア活動の決定及びボランティア業務の割り振り
- (3) ボランティア活動用資機材の確保
- (4) ボランティアの受付
- (5) ボランティア連絡会議の開催
- (6) 市町村との連絡調整
- (7) その他ボランティア活動について必要な活動

2. 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害情報、安否情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難生活者の支援（水汲み、炊き出し、清掃、救援物資の仕分け及び配布）
- (3) 在宅者の支援（高齢者の安否確認、食事、飲料水の提供）
- (4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、輸送）
- (5) その他被災者の生活支援に必要な活動

3. 情報提供

町は、ボランティア活動の円滑な推進に資するため、災害対策本部の中にボランティアに対する情報提供の窓口を設置し、必要なボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等の情報を提供するものとする。

4. 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等支援に努めるものとする。

第16節 廃棄物処理計画

1. 計画の方針

地震災害発生による廃棄物処理を迅速かつ適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、被災状況を想定した廃棄物処理計画、作業計画を策定する必要がある。

2. 被害状況調査、把握

(1) 町は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設、設備、調査者等を明確にした調査体制を整備するものとする。

(2) 町は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、熊本県宇城保健所に報告する体制を整備するものとする。

3. ごみ処理計画

(1) 町は、地域別の被災状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。

(2) 町は、ごみ処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、ごみ処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行うものとする。

(3) 町は、地区住民が道路上に廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求めるもの

とする。

- (4) 町は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬するものとする。
- (5) 倒壊家屋のがれきや焼失家屋の焼け残りについては、原則として被災者自ら町の定める場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し、緊急的に処理する必要がある場合には、町が収集処理を行うものとする。
- (6) 災害時には大量の廃棄物排出が予想され、処理場への大量搬入は、交通の確保の困難性や処理能力の問題等が考えられるため、町は、必要により環境保全上支障のない場所での暫定的な積み置き場所を確保するものとする。
- (7) 詳細については、別紙災害廃棄物処理計画に基づくものとする。

4. し尿処理計画

- (1) 町は、地域別に被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の処理能力を確認の上、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 町は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応接要請を行うものとする。
- (3) 町は、震災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設便所を設けるなど適正管理の対策を講じるものとする。

5. 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 町は、処理施設の維持管理体制を整備し、非常時に備え予備資材の確保に努めるものとする。
- (2) 町は、震災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行うものとする。
また、廃棄物の収集、処分に影響を及ぼす場合は、近隣市町村等の応援依頼等により効率的な処理を確保するものとする。

- (3) 町は、要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは、県に応援要請を行うものとする。

6. 廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 町は、震災時の廃棄物の排出量や処理能力等を想定のうえ、近隣市町村と相互応援体制の整備に務めるものとする。
- (2) 町は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努めるものとする。

第17節 行方不明者等捜索及び収容埋葬計画

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の死体を放置することは、人道上から許されないことであり、混乱期の人身の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。

このため、関係機関・団体と密接な連絡をとり、迅速に行方不明者等の捜索及び死体埋葬活動を実施するものとする。

1. 実施機関

行方不明者等の捜索及び埋葬等は、町長が警察、消防機関等の協力を得て行うものとする。本町だけでは十分な対応ができない場合、近隣市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

2. 死体の収容

町長は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物等）に死体の収容所を開設し、死体を収容するものとする。なお、死者数及び行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等の納棺用品を確保するものとする。

3. 死体の火葬

町は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。

- (1) 火葬場の被災状況の把握
- (2) 死亡者数の把握
- (3) 火葬相談窓口の設置

- (4) 死体安置所の確保
- (5) 火葬場へのアクセス道路の確保
- (6) 死体搬送体制の確保
- (7) 棺、ドライアイス、骨壺の調達
- (8) 火葬用燃料の確保

第18節 救援物資要請・受入・配分計画

各方面から被災者によせられる救援物資について、確実、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

1. 不足物資の把握

町は、現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して、本町のみで対応できない状況にあれば、県に対して救援物資の支援要請を行うものとする。

2. 受入体制

- (1) 町は、防災計画に定める避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受入、輸送が行える場所を物資の拠点集積場所として、あらかじめ選定するとともに、あらかじめ協定を締結した物資事業者等との連携体制の構築に努める。
- (2) 町は、拠点集積場所に物資の集積を行う場合には、当該集積場所ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。また、不足物資の応援要請を行った場合、民間団体等から大量の物資が送付されてくることが予想されるため、その受入体側を整備し、配分調達、仕分け及び搬送のための人員確保を図るものとする。
- (3) 町は、業務継続の観点から、職員向けの食糧等の備蓄に努める。

3. 配分計画

- (1) 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な物資の配布に努めるものとする。

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画については、一般災害対策第4章災害復旧計画によるものとする。